

# 精神保健福祉援助実習における 連携に関する一考察

— 学生へのアンケート調査から —

吉 田 みゆき

## はじめに

1997年12月に「精神保健福祉士法」の公布後、これまでに13回の国家試験が実施され、53,091名(2011年6月末現在)が精神保健福祉士の国家資格を取得している。そして今回、2011年に精神保健福祉士法施行規則等の改正により教育課程の見直しが行われ、2012年度から新しいカリキュラムがスタートすることとなった。新カリキュラムでは実践力の高い精神保健福祉士の養成を目指す観点から、実習の時間数が拡充されることもあり、養成機関である大学と実習機関との連携がこれまで以上に重要になると考えられる。そこで本研究では配属実習を体験した学生に対するアンケート結果をもとに、大学と実習機関、そして実習生がどのように連携する必要があるのかを実習生の視点から明らかにしていく。

## 1. 精神保健福祉援助実習の概要

精神保健福祉援助実習は、配属実習を180時間・24日以上、精神科病院、病院または診療所(精神科病床を有するもの、又は精神科、心療内科を広告しているもの)、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉セン

ター、2006年改正前の精神保健福祉法に規定された精神障害者社会復帰施設、障害者自立支援法に定められた施設（主として精神障害者を対象としたもの）において行うこととしている。荒田（2001）は実習の目的を①精神障害者が置かれている現状を理解し、その生活上の実態や困難について把握するとともに、当事者のニーズを理解する、②ケースワーク、グループワークなどの実際を通して、精神障害者に対する専門職としての援助関係のあり方や問題解決の基礎的な方法を学ぶ、③機関・施設の役割と機能を学び、精神保健福祉士の業務および社会資源や他機関との連携のあり方を理解する、④精神保健ボランティアやセルフヘルプ・グループなどのサポートシステムについて理解する、⑤専門職の倫理や人権擁護などの姿勢と、専門職のソーシャルワーク実践の能力を学び、当事者とのふれ合いにより自己理解を深め、自己の課題を認識すると5点に要約している。

また西原ら（2007）は「実習において教育を行う場と実習を行う場の有機的な連携が必要」と述べ、養成機関と実習機関の関係を①単一機関内完結型、②養成機関主導型、③実習機関委託型の3タイプに類別し、配属実習のほとんどが③実習機関委託型の形態で実施されているとしている。ここでいう実習機関委託型とは、養成機関と実習機関が完全に独立し、委託を受けた実習機関が独自に実習プログラムを展開するタイプである。そしてどのタイプにも長短あるが、とくに実習機関委託型のデメリットとして養成機関と実習機関の連携や統一的なプログラムの展開において困難をきたしやすい点があげられている。

さらに橋本ら（2006）は、実習生は実習現場でプラスの評価を受けることによって自己イメージが「許容的」になり、精神障害者に対しても「親和的」イメージを抱けるようになるため、教育現場での事前指導や個別支援、実習プログラムや現場での指導などにおいて学生が自己イメージを向上させることができる環境を提供することが望ましいとしている。

2012年度から始まる新カリキュラムでは、配属実習は機能の異なる2

以上の実習施設で210時間実施すると設定され、さらに精神科病院等の医療機関での実習を必修とし90時間以上行うこととされている。そして実習内容や実習指導体制等は養成機関と実習施設等との間で十分に協議し確認することも求められている。現在の主な形態である実習機関委託型のデメリットを補い実習の目的を達成するためにも、養成機関と実習機関の連携はますます重要になると考えられる。

## 2. 同朋大学社会福祉学部における精神保健福祉援助 実習の概要

同朋大学社会福祉学部（以下、本学）では2000年に精神保健福祉士国家資格受験資格取得課程（以下、精神保健福祉課程）を設置し、以後毎年精神保健福祉士を送り出している。本学では2年次に精神保健福祉課程をスタートした学生は、その年度に2日間の見学実習に出たあと、3年次に90時間と4年次に90時間の配属実習を行っている。配属先は学生の希望も取り入れつつも原則として異なる種別の施設で行うようにしている。筆者は現場で精神保健福祉士として活動していた時期が長かったこともあり、ほとんどの実習機関の実習指導者と連絡のとりやすい状況にあるが、各施設でどのような実習プログラムが組まれているかまでは把握できていない。また配属実習前に実習方針や内容を確認するための打合せ会議も開催していない。

実習指導は2名の教員が分担して事前・巡回・事後指導を担当しているが、実習指導者と直接かかわるのは巡回指導の際に実習機関を訪問したときがほとんどである。そして学生は実習の自己評価表を用いて実習中と実習終了後に自己評価を行っている。また実習終了後には個別あるいはグループごとに実習を振り返る時間を十分に設け、そのまとめを年度ごとに「精神保健福祉援助実習報告」として発行している。また年度の終わりに

は実習指導者を招いて学内の実習報告会を開催している。さらに愛知県内の他大学と「精神保健福祉援助実習合同報告会」も開催し、これは 2011 年度で 4 回目となる。

### 3. 方 法

#### (1) 調査対象

本学で 2006 年度～2009 年度に精神保健福祉現場実習を体験した 104 名を対象とした。

#### (2) 調査期間

2007 年 1 月～2010 年 1 月

#### (3) 手続き

学生の実習が終了する時期に合わせて講義中にアンケート用紙を配布し後日回収した。

#### (4) 回収率

78 名 (75%)

#### (5) 分析方法

単純集計と自由記述内容にもとづく質的分析。

#### (6) 倫理的配慮

対象者には協力依頼文書のなかで、配属実習をより効果的に行うための調査である旨を記載した。また本調査は任意であり、成績や実習評価とはいっさい関係しないこと、個人の回答が外部に知らされることはなく、結果は学術的な目的以外には使用しないことを口頭で説明した。そして調査結果は毎年度ごとに発行される「精神保健福祉援助実習報告」に掲載し、対象者にもフィードバックした。

## 4. 結果の概要

### (1) 実習機関種別

回答者 78 名の実習機関は、「精神科医療機関」37 (47%)、「精神障害者地域生活支援センター・地域活動支援センター」14 (18%)、「精神保健福祉センター」13 (17%)、「精神障害者通所授産施設・就労継続支援施設」8 (10%)、「精神障害者生活訓練施設」5 (7%)、「保健所」1 (1%) であった。

### (2) 実習配属先

実習先での配属先は、「ソーシャルワーカー部門」64 (82%)、「事務部門」14 (18%) であった。精神保健福祉センターと保健所では、精神保健福祉士が保健師やその他の事務職と同じ「事務部門」に配置されているが、それ以外の機関は独立した部署をもっている。

### (3) 事前オリエンテーション

実習前の事前オリエンテーションは、出身地に戻って実習を行った学生のうち1名が遠方であったことを理由に事前には行われなかったが、それ以外の77名は実施された。また適切な事前オリエンテーションの実施時期について問うたところ「実習1か月前頃」59 (76%)、「実習2週間前頃」16 (20%) という回答であった。

### (4) 実習プログラムの作成

実習プログラムは事前オリエンテーションにて実習計画書を指導者に提示した後、「指導者が立てた」37 (47%)、「指導者と相談しながら立てた」36 (46%)、「自分で立てた」2 (3%)、「特に立てなかった」2 (3%)、「その他」1 (1%) となっている。

### (5) 実習は計画通りに進んだか

「進んだ」「だいたい進んだ」を合わせると58 (73%) が順調に実習を行ったと答えているが、実習の進み具合により「途中で変更した」12 (15%) ものもあった。教員の巡回指導はおおむね実習の中間地点で行っ

ているが、実習生本人と実習指導者両者から現場での様子を聞きながら、このまま進めると当初本人が考えていた実習課題の達成が難しいと判断した場合に、3者で協議し実習計画を変更することがあった。

#### (6) 実際に実習した内容

この設問は日本精神保健福祉士協会が2004年に実施した「精神保健福祉士教育養成課程における実習の指標に関する調査研究」を参考に設定した。そこでは「実習内容として実施しているプログラム」を実習指導者に問うているが、本研究ではそれを実習生向けに変更し、実習で実施する事柄18項目の選択肢を設けて、自分が実習したと考える項目すべてを選んでもらった。その結果は「診療録やケース記録、業務日誌等の閲覧」がもっとも多く、以下「病棟やロビー等での利用者との自由な交流」、「関連施設への見学」「ケースカンファレンス・ミーティングへの同席」、「グループ活動への参加」の順であった(表1)。これは先の日本精神保健福

表1 実際に実習した内容(複数回答) N=78

1	診療録やケース記録、業務日誌等の閲覧	62	79%
2	病棟やロビー等での利用者との自由な交流	55	71%
3	関連施設への見学	51	65%
4	ケースカンファレンス・ミーティングへの同席	48	62%
5	グループ活動への参加	47	60%
6	関連機関での体験実習	36	46%
7	面接への同席	34	44%
8	家族会・家族教室への参加	32	41%
9	家庭訪問への同行	28	36%
10	インターク面接への同席	20	26%
11	講義	19	24%
12	地域で実施される連絡会、会議等への参加	16	21%
13	地区における精神保健福祉士の集まりへの参加	10	13%
13	診療録やケース記録、業務日誌等の記録	10	13%
15	個別ケース担当	8	10%
16	実習生単独での面接	7	9%
17	ロールプレイ	5	6%
18	実習生単独でのインターク面接	2	3%
	その他	14	18%
		78	

社士協会の調査研究とほぼ同じ結果であり、本学の現場実習施設では全国の実習施設とほぼ同様の実習プログラムが組み立てられていることが伺われる。

(7) 実習中に学んだと思われること

実習中に学んだと思われる事柄 17 項目の選択肢から上位 5 項目を選んでもらったところ、「精神保健福祉士の役割や業務内容の理解」、「実習機関の特性の理解」、「利用者の課題、ニーズ、日常生活の理解」、「利用者との関係の作り方」、「障害者の側にたった生活の理解」の順であった（表 2）。先の日本精神保健福祉士協会の調査研究では、「実習指導者に対し実習生に学んで欲しいと期待している事柄」を同じ 17 項目の選択肢から上位 5 項目に順位を付ける形の設問がある。その結果と比較すると、実習指導者が上位 3 位にあげた「精神保健福祉士としての倫理」は本研究では 13 位、同じく実習指導者が 8 位にあげた「一般的な職業倫理（マナー・言葉遣い等）」は 14 位だった。反対に本研究で上位 2 位の「実習機関の特性の

表 2 実習中に学んだと思われること（複数回答）N=78

1	精神保健福祉士の役割や業務内容の理解	56	72%
2	実習機関の特性の理解	47	60%
2	利用者の課題、ニーズ、日常生活の理解	47	60%
4	利用者との関係の作り方	44	56%
5	障害者の側にたった生活の理解	37	47%
6	利用者の疾患や障害の理解	29	37%
7	社会資源や社会制度の理解	26	33%
8	精神保健福祉士が抱える社会的課題の理解	23	29%
9	精神保健福祉法の理解と運用方法	21	27%
9	チームとの関係性	21	27%
9	自己覚知	21	27%
12	専門的技術（面接・連携・記録の仕方等）	19	24%
13	精神保健福祉士としての倫理	17	22%
14	指導者の助言を積極的に求める態度	13	17%
14	一般的な職業倫理（マナー・言葉遣い等）	13	17%
16	ケアマネジメント	2	3%
16	専門職としての進路を積極的に選択できる力	2	3%
	その他	1	1%
		78	

理解」は日本精神保健福祉士協会の調査研究では 9 位、9 位の「精神保健福祉法の理解と運法方法」は 15 位であった。

#### (8) 実習日誌の活用

実習日誌の活用は複数回答で、「毎日活用した」47 (60%)、「必要に応じて活用した」20 (26%)、「実習終了してから活用した」15 (19%) であった。「毎日の活用」は指導者のコメントを読み翌日へつなげるなどの日々の振り返りと、自分の考えや質問できなかつたことを指導者に伝えるものとして活用している。「必要に応じての活用」は、実習中に指導者とこれまでの実習を振り返る際や、自分が迷った時に活用している。「実習終了後の活用」は主に実習のまとめや報告書を書く際に活用している。

#### (9) 実習中に困ったことはなかったか

実習中に困ったことが「あった」ものは半数以上の 48 (62%) であった。具体的には「クライアントとのかかわりで困った」という内容が一番多いが、「病棟やワーカー室で何をすればよいかわからない」「空き時間の過ごし方がわからない」、さらに「指導者に質問するタイミングがつかめず質問できなかつた」なども多かつた。

#### (10) 実習の感想

「とてもよかつた」「よかつた」を合わせると 72 (94%) が実習をよい感想をもって終えている。具体的には「様々な体験ができ多くのクライアントとかわることができた」こと、「他職種・他機関との関わりを知ることができた」こと、「指導者が熱心に指導してくれ自分のこれからの課題をみつけることができたこと」などである。その一方で実習先への要望として、「実習日誌を早く返却して欲しい」ことや「精神保健福祉士が行う面接の様子を見学させて欲しい」ことが挙っている。また事後指導について、グループごとに共通の課題を深める取り組みから実習を振り返ることができたとしながらも、もっと体験談を話し合う時間、発表する時間が欲しいとの要望もあつた。



## 5 考察とまとめ

今回の調査から配属実習における実習生と実習指導者の関係の側面を知ることができ、さらにそこから教育現場の課題も浮かび上がってきた。以下、①実習プログラムの内容、②実習日誌の重要性、③事後指導の3点に整理しまとめる。

### ① 実習プログラムの内容

実際に実習した内容をみると、実習生が取り組むことに比較的制限の少ないオープンな構造の参加型のプログラムが多い。その一方で、個別ケースの担当や実習生単独での面接など精神保健福祉士の相談援助業務を体験することは少なかった。先に述べたように、実習の目的にはケースワーク、グループワークなどの実際を通して、精神障害者に対する専門職としての援助関係のあり方や問題解決の基礎的な方法を学ぶことが挙げられているが、90時間の配属実習では実習生がそこまで体験することは難しいと考えられる。今回の調査ではその理由まで明らかにすることはできなかったが、多忙な業務のなかで実習生に手取り足取り指導する余裕がないという実習指導者の状況も推察され、また一方で実習生に精神障害者との面接を任せられないという指導者の判断もあると思われる。それを言い換えると大学での事前学習がそこまで到達していないこととも考えられる。配属実習を実施するまでに教育現場で何をどのように教えなければならないのか、改めて検討する必要がある。

また、実習生が実習中に学んだと思われることと、実習指導者が学んで欲しいと期待していることには開きがあることもわかった。なかでも「精神保健福祉士としての倫理」が上位に位置しているということは、配属実習では援助技術よりもソーシャルワークの基本的枠組みや価値観を学んで欲しいという指導者の思いが強いのであろうが、これを90時間の実習で実習生が納得できるように伝え指導することは相当に難しい。ここには教

育現場で何を教え実習現場でどのように指導するかという、養成機関と実習機関の共通理解が必要不可欠であると考えられる。

### ② 実習日誌の重要性

今回の調査で、実習生にとって実習日誌は自分の実習内容を記録するものだけではなく、実習指導者とのコミュニケーションツールの一つであることがわかった。実習時間内に直接聞くことができなかったことを記す、自分の意見を述べることだけでなく、指導者のコメントを読み返ししながら自分を振り返り次の目標を立てることに役立てる重要なものとなっていた。現在は実習日誌の様式を大学側で作成しているが、それが実習生と実習指導者のよいコミュニケーションを生み出すものとなっているのかどうか、大学も含めた3者で検討する必要がある。

### ③ 事後指導について

配属実習に対する要望には事前指導ではなく事後指導に関するものが含まれていた。事前指導は精神保健医療福祉の現状や、実習機関・地域社会等に関する基本的な理解、精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務等の学習を行い、そのうえで各自の実習計画を立てることを中心に行っている。そしてその計画に基づいて配属実習を体験するので、学生は十分に準備をして実習に臨んだという充実感があるのだと思う。しかし事後指導に対する要望があるということは、実習体験をふまえた各自の課題の整理ができたという実感に乏しいのだと考えられる。今後実習報告会の開催だけでなく、実習指導者の協力も得ながらどのように実習を総括していくかが課題である。

以上のことから教育現場と実習機関との連携の重要性が明らかになったが、実習生からはその両者のつながりはほとんど見えていないこともわかった。調査のなかでもそれに関する意見等はみあたらなかった。実習生の目線で見ると「実習生-大学」「実習生-実習指導者」の関係はわかりや

すいのであろう。そこで実習機関委託型のデメリットを補っていくなら実習生も含めた3者の連携が重要であり、そのコーディネートを担うのは教育現場であると考えた。そして実習生と実習指導者に直接働きかけ、両者の相互作用を高める役割についてさらに追求する必要性に迫られていると実感した。本研究は実習を体験した学生を対象とした調査であるため、配属実習の一側面しか捉えられていないが、今後は実習指導者の側からの考察も含め、多面的な研究となるようにしていきたい。

## おわりに

2012年度から始まる新カリキュラムでは、実習指導者の資格要件が設けられた。精神保健福祉士の資格取得後、3年以上の相談援助業務に従事した経験があり、さらに「精神保健福祉士実習指導者講習会」の課程を修了しなければならない。忙しい日常業務に加えてこの資格要件を満たし、さらに実習指導を行うことは精神保健福祉士にとって相当な負担である。それでも実習指導に力を注ぐのは将来の精神保健福祉士を育てるという現場も大学も共通した思いがあるからである。しかし実習が学生・実習指導者にとって実りのあるものとなるためには個人の努力だけでは限界がある。精神保健福祉援助実習に携わるものさらなる連携が求められている時期にきているといえよう。

## 文 献

- 荒田寛 (2001) 「精神保健福祉援助実習への期待と今後の検討課題」精神保健福祉 32(1), 9-12.
- 厚生労働省 (1998) 「精神保健福祉士短期養成施設及び精神保健福祉士一般養成施設指定規則」平成10年厚生省令第12号第2条.
- 文部科学省厚生労働省 (2011) 「精神保健福祉士法 (平成9年法律第131号) 第7

吉 田 みゆき

条第 1 号及び第 2 号の規程に基づき、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」平成 23 年文部科学省厚生労働省令第 3 号.

西原尚之ら（2007）「精神保健福祉士実習現場の現状から読みとれる養成機関側の課題」福岡県立大学人間社会学部紀要 Vol.15, No2, 73-83.

日本精神保健福祉士協会（2006）『精神保健福祉士教育養成課程における実習の指標に関する調査研究報告書』日本精神保健福祉士協会.

橋本みきえら（2006）「精神保健福祉士の養成課程における学生の自己イメージと精神障害者イメージの変化-実習との関連から-」永原学園西九州大学・佐賀短期大学紀要 36, 29-39.

PSW 実習教育研究会編（2010）『よくわかるかもしれない 精神保健福祉士現場実習指導のてびき？』PSW 実習教育研究会.

（本学准教授：精神科リハビリテーション学）